

生食発 0901 第 1 号
国不参第 54 号
国住指第 1332 号
国住街第 130 号
国住参マ第 73 号
観観産第 108 号
令和 3 年 9 月 1 日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)
国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)
国土交通省観光庁次長
(公 印 省 略)

住宅宿泊事業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の改正に伴う
住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）の改正について

住宅宿泊事業法関連業務につきましては、平素より、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）については、従来より本人確認のために用いる顔写真付き身分証明書として利用可能であるとされているところ、政府として、行政手続における本人確認書類としても利用可能であることを明確化し、個人番号カードの利用を促進する必要があることから、今般、住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 65 号）について、それぞれ、住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 3 年国土交通省令第 53 号）により、住宅宿泊事業を営む旨の届出をする者又は住宅宿泊管理業若しくは住宅宿泊仲介業の登録を受けようとする者の本人

確認書類の例示に個人番号カードの写しを加える改正が行われ、本日から施行されました。

これに伴い、「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)について」(平成 29 年 12 月 26 日付け生食発 1226 第 2 号・国土動第 113 号・国住指第 3351 号・国住街第 166 号・観産第 603 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省土地・建設産業局長、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知)の別紙「住宅宿泊事業法施行要領 (ガイドライン)」についても以下のとおり改正し、改正後のガイドラインは別添のとおりのりとなります。上記改正の内容について十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

また、都道府県においては、貴管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)に対する周知について御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(参考) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>2-1. 住宅宿泊事業の届出 (3) 住宅宿泊事業の届出の添付書類(法第 3 条第 3 項関係) ① 各添付書類等に関する考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・厚規則第 4 条第 5 項に規定する「住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」は、外国籍の届出者においては、住民票の抄本が提出できないときは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものに限る。 	<p>2-1. 住宅宿泊事業の届出 (3) 住宅宿泊事業の届出の添付書類(法第 3 条第 3 項関係) ① 各添付書類等に関する考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・厚規則第 4 条第 5 項に規定する「住民票の抄本又はこれに代わる書面」は、外国籍の届出者においては、住民票の抄本が提出できないときは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものに限る。
<p>4-1. 住宅宿泊仲介業の登録関係 (3) 住宅宿泊仲介業の登録申請の添付書類(法第 47 条第 2 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国規則第 28 条第 2 項に規定する「住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」は、外国籍の申請者においては、住民票の抄本が提出できないときは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものに限る。 	<p>4-1. 住宅宿泊仲介業の登録関係 (3) 住宅宿泊仲介業の登録申請の添付書類(法第 47 条第 2 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・厚規則第 28 条第 2 項に規定する「住民票の抄本又はこれに代わる書面」は、外国籍の申請者においては、住民票の抄本が提出できないときは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものに限る。